

国家公務員の新規採用の方針について

〔平成 25 年 3 月 26 日〕
閣 議 決 定

- 1 平成 26 年度の国家公務員の新規採用については、業務の適切かつ円滑な実施のため機動的・弾力的に行うことができるよう、採用数の上限値を定める方式をやめ、厳格な定員管理の下、以下の方針により、取り組むものとする。
 - (1) 平成 26 年度の内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務員（任期の定めのある職員及び自衛官を除く。）の新規採用については、各府省において、人件費の抑制に配慮しつつ、定員の範囲内で、雇用と年金の接続に伴うフルタイム官職に再任用された職員（以下「フルタイム再任用職員」という。）の増加見込みを踏まえ、必要な抑制を行うなど適切に実施するものとする。
 - (2) ただし、平成 26 年度のフルタイム再任用職員の増加見込みの動向を注視し、必要と認められる場合には、更なる抑制方策を検討することとする。
- 2 任期の定めのある職員（雇用と年金の接続のためのフルタイム再任用職員を除く。）の採用は、人件費の抑制に配慮しつつ、定員の範囲内で、適切に行うものとする。
- 3 平成 27 年度以降の新規採用については、各府省において、当該年度におけるフルタイム再任用職員数の動向見込みに加え、今後の年金支給開始年齢の引上げに伴うフルタイム再任用職員の増加も見据えた上で、計画的かつ平準的な採用が行えるよう、必要な抑制を行うなど適切に実施するものとする。
- 4 人事院及び会計検査院に対し、各機関の特質等にも留意しつつ、1 ないし 3 に準じた取組を行うよう求める。